

令和2年第6回（9月）定例会 議案参考資料

【単行議案】

議第81号 教育委員会委員の任命について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1P

議案参考資料
令和2年9月定例会

議第81号

教育委員会委員の任命について

区分

人事案件

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

教育委員会委員のうち1人の委員（速石直美委員）が、9月30日で任期満了となるため、委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるもの。

◆任命予定者

氏名	生年月日	住所	任期
いとう ただし 伊藤 正 (新任)	昭和33年6月20日	宮津市字宮村 1039番地の4	令和2年10月1日 ～令和6年9月30日

◆参考（在任中の教育長・委員）

○教育長

区分	氏名	任期
教育長	山本 雅弘	令和元年10月1日～令和4年9月30日

○教育委員

区分	氏名	任期
委員	田崎 浩二	平成29年10月1日～令和3年9月30日
委員	尾崎 里花子	平成30年10月1日～令和4年9月30日
委員	藤井 陽子	令和元年10月1日～令和5年9月30日

【政策等の背景・提案までの経過】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
（任命）
第4条（略）
2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
3～4（略）
5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。
（任期）
第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

【みやづビジョンとの整合】

基本施策

—

重点戦略

—

担当課・係

学校教育課 学校教育係(45-1641)

添付資料

議第81号